



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
6月1日  
第211号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) .....	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更 (森林保全課) .....	2
保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課) .....	2
琵琶湖国定公園の公園事業の一部決定 (自然環境保全課) .....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課) .....	3
特定計量器定期検査の実施 (計量検定所) .....	3
○ 公 告	
公共測量終了公告 (監理課) .....	3
建築士免許取消し公告 (建築課) .....	4
随意契約の相手方決定の公告 (税政課) .....	4
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除 (甲賀) .....	4
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 告 告	
土地改良区定款変更認可公告 (東近江) .....	4
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (情報管理課) .....	5
○ 警 察 本 部 告 告	
令和3年度第2回滋賀県警察官 (A) 採用試験公告の変更公告 (警務課) .....	6
令和3年度滋賀県警察官 (B) 採用試験公告の変更公告 (警務課) .....	6
○ 雑 報	
令和3年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業 (カワウ個体数調整事業) 業務委託公告 .....	6

## 規 則

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第49号

### 滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県聴聞等に関する規則 (平成6年滋賀県規則第50号) の一部を次のように改正する。

第14条第1項および第3項中「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第359号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第360号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。  
令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度	備 考	
水源かん養保安林	湖 南	196.78	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。
	湖 東	377.43	
	湖東北部	463.46	
	湖 北	1,071.86	
	湖 西	291.52	
	計	2,401.05	
土砂流出防備保安林	湖 南	699.15	(湖東北部) 彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の一部をいう。 (湖北) 高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の一部をいう。
	湖 東	334.64	
	湖東北部	300.52	
	湖 北	298.39	
	湖 西	329.12	
計	1,961.82		
保健保安林	湖 南	73.31	大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の一部をいう。
	湖 東	27.10	
	湖東北部	150.84	
	湖 北	64.50	
	湖 西	55.10	
計	370.85		

滋賀県告示第361号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき琵琶湖国定公園に関する公園事業の一部の変更を決定したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。  
変更後の公園事業の区域を表示した図面は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

単独施設

事業の名称	変更後の区域
新旭浜園地	高島市新旭町饗庭、旭、針江、深溝、藁園および太田 18.0ha
新旭風車村野営場	高島市新旭町藁園 7,900㎡

滋賀県告示第362号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション 楽	草津市野路町 645番地の2	株式会社楽 代表取締役 藤本薫	草津市野路町 645番地の2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和3.6.1	2560690162

滋賀県告示第363号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日の初日以後60日以内に実施する。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
彦根市の区域	7月16日(金)	J A東びわこ旧河瀬支店
	7月16日(金)	彦根市役所稲枝支所
	7月20日(火)	彦根市福祉センター
	7月20日(火)	高宮地域文化センター
	7月21日(水)	彦根市役所西口
近江八幡市の区域	7月27日(火)	安土コミュニティ防災センター(1階情報交流室)
	7月27日(火)	武佐コミュニティセンター(玄関ホール)
	7月28日(水)	桐原コミュニティセンター(玄関ホール)
	7月29日(木)	旧人権センター(駐車場および軒先)

2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

公 告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(地図情報レベル500 航空レーザ測量による河川測量)

- 2 作業の地域 大津市黒津、太子、稲津、里、石居、枝、森、羽栗、堂、新免、芝原、中野、平野、牧、上田上中野町、上田上平野町、上田上牧町
- 3 作業の終了日 令和3年3月19日

#### 建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和3年5月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 松本直久  
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士  
登録番号 第7846号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

#### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年6月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県税務総合システム改修業務(機器更改に伴うシステム対応および地方税共通納税システムの税目拡大対応) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部税政課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月26日(月)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間洋 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額 104,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

#### 環境事務所告示

##### 滋賀県甲賀環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成30年滋賀県甲賀環境事務所告示第3号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和3年6月1日

滋賀県甲賀環境事務所長 奥 田 一 臣

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市柑子袋字河原373番34の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

#### 農業農村振興事務所公告

##### 土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安土町城南土地改良区の定款の変更は、令和3年5月25日に認可した。

令和3年6月1日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

公安委員会規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

滋賀県公安委員会規則第8号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(平成16年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

**第1条** この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条および滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号。以下「インターネット利用条例」という。)の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に際し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号。以下「インターネット利用条例」という。)」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)およびインターネット利用条例」に改める。

第4条第1項中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)」を「情報通信技術活用法」に、「入力して、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより当該申請等を行わなければ」を「入力し、または送信しなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第4条第7項中「他の規則」を「法令または条例等」に改め、同項を同条第8項とし、同項第3号中「第3項第3号」を「第4項第3号」に改め、「電子証明書」の右に「または同項第4号に掲げる電子証明書」を加え、同条第6項中「他の規則」を「法令または条例等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「入力する」を「入力し、または送信する」に改め、同項を同条第4項とし、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第4条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子申請等を行う者が電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる事項を入力し、または送信することに代えて、当該申請等のうち当該部分につき、書面を提出することができる。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能または申請等に係る利便性を著しく損なう場合

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

法令または条例等	規定条項
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項

道路交通安全法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項、同条第4項、同条第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項、同条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)	第5条第1項

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 警 察 本 部 公 告

## 令和3年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験公告の変更公告

令和3年3月1日付け令和3年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験公告の一部を次のとおり変更する。

令和3年6月1日

滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

変更前	変更後
4 第1次試験 (i) 日時 令和3年9月19日(日) 受付 8時30分～9時30分 教養試験 10時15分～12時15分 作文試験 13時15分～14時15分	4 第1次試験 教養試験および作文試験を次のとおり行います。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。 (i) 日時 令和3年9月19日(日) 受付 8時20分～9時 教養試験 9時30分～11時30分 作文試験 12時～13時

## 令和3年度滋賀県警察官(B)採用試験公告の変更公告

令和3年3月1日付け令和3年度滋賀県警察官(B)採用試験公告の一部を次のとおり変更する。

令和3年6月1日

滋賀県警察本部長 滝 澤 依 子

変更前	変更後
4 第1次試験 (i) 日時 令和3年9月19日(日) 受付 8時30分～9時30分 教養試験 10時15分～12時15分 作文試験 13時15分～14時15分	4 第1次試験 教養試験および作文試験を次のとおり行います。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県警察のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。 (i) 日時 令和3年9月19日(日) 受付 8時20分～9時 教養試験 9時30分～11時30分 作文試験 12時～13時

## 雑

## 報

## 令和3年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託公告

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、エアライフルと散弾銃によるカワウの個体数調整を行うに当たり、委託先候補者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

令和3年6月1日

## 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 内藤正晴

- 1 事業の名称 令和3年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託
- 2 プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式
- 3 業務の委託者 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 内藤正晴
- 4 業務の内容 「令和3年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務説明書」によるものとし、次の(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。  
竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会事務局  
(1) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室内) 電話 077-528-3489  
(2) 〒526-0033 長浜市平方町1152番2号(滋賀県湖北森林整備事務所内) 電話 0749-65-6616
- 5 委託期間 契約締結の日から令和3年10月31日まで
- 6 予定価格 7,000,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含む。)  
※ ただし、カワウの生息状況や捕獲状況等により変更する場合がある。
- 7 参加資格 以下の条件全てに該当すること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に準ずる者に該当する者でないこと。
  - (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないことおよび長浜市の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
  - (3) 滋賀県内に事務所・支店・営業所等の拠点を設置している者であること。
  - (4) 「令和3年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務説明書」に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。  
※ 企画提案書等提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。
  - (5) 参加申込書を提出した者であること。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)
    - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)
    - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
    - エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
    - オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
    - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- 8 参加申込書および企画提案書について 参加を希望する者は、次により参加申込書および企画提案書を提出するものとする。
  - (1) 参加申込書
    - ア 提出期限 令和3年6月8日(火)17時必着
    - イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。
    - ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所
    - エ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。
  - (2) 企画提案書
    - ア 提出期限 令和3年6月16日(水)17時必着
    - イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。
    - ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所
    - エ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。
- 9 説明会の開催 開催しない。

